

至急 社会保険に加入しましょう!

2017年4月以降は、特段の理由がない限り適正な社会保険に未加入の方は工事現場に入場できなくなります!



- ① **特段の理由** → 国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付)において、提示されました。(QRコード参照)
- ② **適正な社会保険** → 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の3保険を言います。
(雇用されている企業の法人と個人事業主の別や規模、あなたの就労形態等により、加入するべき保険は異なります。雇用されている企業に確認してください。)

※社会保険は、企業・国民に義務付けられた、皆さんの生活を守る為の保険です。必ず加入しましょう。



一般社団法人 日本建設業連合会
JAPAN FEDERATION OF CONSTRUCTION CONTRACTORS

